

桶川市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱

平成28年1月8日

農委告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「施行規則」という。）その他関係法令の規定により、桶川市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集の区域)

第2条 農業委員会法第17条第2項の規定により定める推進委員が担当する区域及びその人数は、次の表の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。

地区名	その地区の区域	人数
桶川地区	東一丁目、東二丁目、南一丁目、南二丁目、神明一丁目、神明二丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、朝日一丁目、朝日二丁目、朝日三丁目、寿一丁目、寿二丁目、西一丁目、西二丁目、北一丁目、北二丁目、泉一丁目、泉二丁目、鴨川一丁目、鴨川二丁目、末広一丁目、末広二丁目、末広三丁目、大字上日出谷、大字下日出谷、下日出谷東一丁目、下日出谷東二丁目、下日出谷東三丁目、下日出谷西一丁目、下日出谷西二丁目及び下日出谷西三丁目	1
加納地区	大字加納、大字坂田、坂田東一丁目、坂田東二丁目、坂田東三丁目、坂田西一丁目、坂田西二丁目、坂田西三丁目、大字篠津、大字五町台、大字舎人新田、大字小針領家、大字倉田、赤堀一丁目及び赤堀二丁目	3
川田谷地区	大字川田谷	4

(募集等の方法及び期間)

第3条 農業委員会は、次の方法により推進委員の候補者の推薦の求め及び募集（以下「募集等」という。）をする。

- (1) 農業者等のうち個人からの推薦
- (2) 農業者等のうち団体からの推薦
- (3) 個人による応募

2 募集等の期間は、28日間とする。ただし、募集期間の末日となる日が桶川市の休日を定める条例（平成2年桶川市条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）である場合は、その翌日以降で最初に到来する市の休日でない日を募集期間の末日とする。
（推薦及び応募の要件）

第4条 推進委員として推薦を受け、又は募集に応募することができる者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、推進委員として選任される日において、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は桶川市の農業及び農地に関する識見を有する者
- (2) 桶川市の常勤の職員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員でない者
- (3) 農業委員会法第8条第4項各号のいずれにも該当しない者

第5条 農業委員会は、委員の募集等に当たっては、募集等の期間、次条及び第7条に規定にする書類の提出方法その他必要な事項を次の方法により公表する。

- (1) 桶川市広報への掲載
- (2) 桶川市ホームページ
- (3) その他農業委員会が適切と認める方法

(推薦手続等)

第6条 推進委員の推薦をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 第3条第1項第1号に規定する農業者等のうち個人からの推薦の場
合 当該農業者等の代表者が桶川市農業委員会農地利用最適化推進委
員推薦用紙(様式第1号)に必要事項を記入し、当該代表者以外の農
業者等2人以上の連名をした上で、農業委員会に提出する。

(2) 第3条第1項第2号に規定する農業者等のうち団体からの推薦の場
合 当該団体の代表者が桶川市農業委員会農地利用最適化推進委員法
人(団体)推薦用紙(様式第2号)に必要事項を記入し、農業委員会
に提出する。

2 前項各号の規定による提出は、持参により行うものとする。

(応募手続等)

第7条 第3条第1項第3号に規定する募集に応募する者は、桶川市農業
委員会農地利用最適化推進委員応募用紙(様式第3号)に必要事項を記
入し、農業委員会に提出するものとする。

2 前項の規定による提出は、持参により行うものとする。

(推薦を受けた者等の公表)

第8条 桶川市農業委員会は、募集等の期間の間において、施行規則第
12条第1号に規定する事項を桶川市ホームページその他農業委員会
が適切と認める方法により公表する。

2 農業委員会は、募集等の期間の終了後において、遅滞なく、施行規則
第12条第2号に規定する事項を桶川市ホームページその他農業委員会
が適切と認める方法により公表する。

(候補者の選考)

第9条 農業委員会は、第6条の規定により推薦を受け、及び第7条の規
定により応募した候補者について、選考を行う。

(推進委員の選任)

第10条 農業委員会は、前条の選考を行い候補者を決定したときは、推進委員となる者を選任する。

(推進委員の補充)

第11条 推進委員について、罷免、失職及び辞任により欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この要綱に定める手続により、速やかに推進委員の補充に努めなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年農委告示第11号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年農委告示第11号)

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

桶川市農業委員会農地利用最適化推進委員推薦用紙

年 月 日

桶川市農業委員会会長

担当希望地区				
推薦代表者	ふりがな	印	性別	
	氏名		生年月日	
	住所	職業		
推薦者	ふりがな	印	性別	
	氏名		生年月日	
	住所	職業		
	ふりがな	印	性別	
	氏名		生年月日	
	住所	職業		
推薦を受ける者	ふりがな	性別		
	氏名	生年月日		
	住所	職業		
	桶川市認定農業者等に該当するかどうか		該当する ・ 該当しない	
	経歴			
	農業経営の概況			
推薦の理由				
農業委員に推薦しているかどうか		推薦している ・ 推薦していない		

上記に記載した内容（住所、印影及び生年月日を除く。）及び年齢を公表することに同意します。

様式第2号（第6条関係）

桶川市農業委員会農地利用最適化推進委員法人（団体）推薦用紙

年 月 日

桶川市農業委員会会長

担当希望地区				
法人・団体名称				
ふりがな				
代表者・管理人氏名		印		
構成員の人数				
構成員たる資格等				
推薦を受ける者	ふりがな		性別	
	氏名		生年月日	
	住所		職業	
	桶川市認定農業者等に該当するかどうか		該当する ・ 該当しない	
	経歴			
	農業経営の概況			
推薦の理由				
農業委員に推薦しているかどうか		推薦している ・ 推薦していない		

上記に記載した内容（住所、印影及び生年月日を除く。）及び年齢を公表することに同意します。

様式第3号（第7条関係）

桶川市農業委員会農地利用最適化推進委員応募用紙

年 月 日

桶川市農業委員会会長

担当希望地区				
ふりがな		印	性別	
氏名			生年月日	
住所		職業		
桶川市認定農業者等に該当するかどうか		該当する ・ 該当しない		
農業委員に応募しているかどうか		応募している ・ 応募していない		
経歴				
農業経営の概況				
応募理由				

上記に記載した内容（住所、印影及び生年月日を除く。）及び年齢を公表することに同意します。